

保険約款

傷害保険

まごころ少額短期保険株式会社

[B-003-20220401]

2022 年 4 月改訂

この保険の趣旨	P 1
当社の保険証券および保険約款記載の用語の定義	P 1
1 責任開始日、保険証券、被保険者	
第 1 条 (責任開始日および保険期間)	P 2
第 2 条 (被保険者およびその範囲)	P 2
2 保険金の支払	
第 3 条 (保険金の支払)	P 2
第 4 条 (保険金の支払に関する共通補則)	P 8
第 5 条 (傷害死亡保険金に関する補則)	P 8
第 6 条 (傷害入院保険金に関する補則)	P 8
第 7 条 (傷害通院保険金に関する補則)	P 8
第 8 条 (傷害手術保険金に関する補則)	P 8
第 9 条 (身の回り品損害費用保険金に関する共通補則)	P 8
第 10 条 (山岳遭難・捜索救助費用保険に関する共通補則)	P 10
第 11 条 (被保険者親族駆け付け費用保険に関する共通補足)	P 10
第 12 条 (捜索輸送移送等費用保険に関する共通補足)	P 10
第 13 条 (賠償責任補償保険金に関する共通補則)	P 11
第 14 条 (生死不明、保険契約の消滅)	P 12
第 15 条 (免責事由に該当した場合の保険契約の取扱い)	P 12
第 16 条 (保険金の請求、支払いの手続き)	P 12
第 17 条 (代位)	P 13
3 保険料の払込	
第 18 条 (保険料の払込方法)	P 14
第 19 条 (保険料の払込期間)	P 14
第 20 条 (保険料の払込時期)	P 14
第 21 条 (保険料の払込経路)	P 14
4 猶予期間および保険契約の失効	
第 22 条 (猶予期間および保険契約の失効)	P 14
第 23 条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)	P 14
第 24 条 (保険契約の復活)	P 14
5 解約および解約返戻金	
第 25 条 (解約)	P 15
第 26 条 (解約および消滅における返戻金)	P 15
6 詐欺による取消および不法取得目的による無効	
第 27 条 (詐欺による取消し)	P 15
第 28 条 (保険契約の無効)	P 15
7 告知義務および告知義務違反による解除	
第 29 条 (告知義務)	P 16
第 30 条 (告知義務違反による契約の解除)	P 16
第 31 条 (告知義務違反による解除ができない場合)	P 16
8 重大事由による解除	
第 32 条 (重大事由による解除)	P 16
9 保険契約の更新	
第 33 条 (保険契約の更新)	P 17
第 34 条 (保険契約を更新する場合において保険料その他の保険内容の見直しに関する事項)	P 17
10 保険金受取人	
第 35 条 (保険金の分割割合)	P 17
第 36 条 (死亡保険金受取人の代表者)	P 17
第 37 条 (死亡保険金受取人の指定、変更)	P 18
第 38 条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)	P 18

11 保険契約者	
第 39 条 (保険契約者の代表者)	P 18
第 40 条 (保険契約者の変更)	P 18
第 41 条 (保険契約者の住所変更)	P 18
12 被保険者の業務変更	
第 42 条 (被保険者の業務変更等)	P 18
13 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理	
第 43 条 (年齢の計算)	P 18
第 44 条 (契約年齢および性別の誤りの処理)	P 19
14 契約者配当	
第 45 条 (契約者配当)	P 19
15 時効	
第 46 条 (時効)	P 19
16 保険期間中の契約条件の見直し	
第 47 (保険料の増額または保険金の削減に関する事項)	P 19
17 管轄裁判所	
第 48 (管轄裁判所)	P 19
18 保険者の破産	
第 49 (保険者の破産)	P 19
< 特約 >	
指定代理請求人制度に関する特約条項	P 20
クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	P 21
選択普通死亡保険金等不担保特約条項	P 21
傷害入院保険金不担保特約条項	P 21
傷害通院保険金不担保特約条項	P 21
傷害手術保険金不担保特約条項	P 21
身の回り品損害費用保険金不担保特約条項	P 22
山岳遭難・捜索救助費用保険金不担保特約条項	P 22
被保険者親族駆け付け費用保険金不担保特約条項	P 22
捜索輸送移送等費用保険金不担保特約条項	P 22
賠償責任補償保険金不担保特約条項	P 22
携帯電話による保険料支払に関する特約	P 22
保険証券の発行に関する特約条項	P 23
< 別表 >	
別表 1 支払額および支払限度額	P 24
別表 2 精神および行動の障害	P 24
別表 3 不慮の事故	P 25
別表 4 保障の対象となる重度障害	P 25
別表 5 請求書類	P 26

この保険の趣旨

本保険は、保険証券記載の被保険者に、不慮の事故による死亡、2日以上の継続入院、通院、手術、身の回り品損害に伴う負担、山岳遭難の捜索および救助に伴う負担、被保険者親族の駆け付け費用、およびその他の費用の負担、さらには、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対する法律上の損害賠償責任の負担が生じた場合に、この保険約款および特約に基づき保険金を支払うものです。

当社の保険証券および保険約款記載の用語の定義

病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所。）を指します。ただし、国外にある医療施設は該当しません。
入院	医師の診察の際に他覚所見が認められ、治療（医師の指示による柔道整復師による施術を含みます。以下、同じです。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難であるため、前項に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師の診察の際に他覚所見が認められ、病院もしくは診療所に通いまたは往診により、医師による治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
手術	治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいいます。なお、美容上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術は、手術とはみなしません。
不慮の事故	厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠のうち「不慮の事故(V01-V99)」および「不慮の損傷のその他の外因(W00-X59)」(別表3)により、肉体的に健康でない状態をさします。
傷害	被保険者が事故によって被った身体の障害をいいます。
薬物依存	厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠のうち「精神作用物質使用による精神および行動の障害」(別表2のうちF10-F19)をさします。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
親族	親族とは、被保険者に対し、3親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
同居の親族	被保険者と生計を共にする同居の親族をいいます。
捜索	遭難した被保険者を捜索、救助または移送することをいいます。
他の保険契約等	この特約で補償する費用について補償が重複する他の保険契約または共済契約をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 別荘等の一時的な居住の用に供される住宅を含みます。
身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
保険価額	損害が生じた場所および時点における保険の対象の時価をいいます。
免責額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
修理費	損害が発生した場所および時点において保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な最低限の修理費をいいます。 (注) 事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上に照らし現状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、価額の下落(格落損)は含みません。
盗難	強盗または窃盗を警察が盗難届として受理した件、またはこれらの未遂をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次の①から③によります。なお、紛失は除く。 ①滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ②破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じることをいいます。
損害の額	時価額を含みます。
損害賠償請求権者	事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者で、次の①または②の者をいいます。 ①他人(注)の財物の損壊に対する第3条(保険金の支払)の事故の場合は、被害を受けた財物の所有者等をいいます。 ②他人(注)の身体の障害に対する第3条(保険金の支払)の事故の場合は、その事故の直接の被害者をいい、被害者が死亡したときは被害者の法定相続人等をいいます。

	(注)親族を除いた被保険者以外の者をいいます。以下このご説明において同様とします。
法律上の損害賠償責任	民法等法律に基づく不法行為による損害賠償責任をいいます。契約上の損害賠償責任は含みません。
被害者	事故により被害を受けた他人をいいます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。なお、民法上の不法行為をさし、契約上の損害賠償責任を除きます。
現地	山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。
期日払	保険契約者は、1日から31日までの期間を指定して保険期間を設定し、その期間分の保険料を支払う払い込みのことをいいます。

1 責任開始日、保険証券、被保険者

(責任開始日および保険期間)

- 第1条 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
2. 当社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。
5. 当社の保険期間は契約日からその日を含めて1年間です。ただし、期日払の保険期間は1日から30日までの指定された期日までとなります。

(被保険者およびその範囲)

- 第2条 本約款における被保険者とは、保険証券記載の被保険者です。ただし、賠償責任補償保険金は保険証券記載の被保険者以外に被保険者と生計を共にする同居の親族も被保険者とします。なお、被保険者の同居の親族が自己の行為の責任を弁識するに足りる知識を備えていない者および心神喪失者等で不法行為による損害賠償責任を負わない者(以下、「無責任能力者」といいます。)の場合は、被保険者には含みません。
2. 本条第1項の被保険者と被保険者の同居の親族との関係は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

2 保険金の支払

(保険金の支払)

- 第3条 本保険契約において、当社が、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)および保険金受取人は、次のとおりです。また、保険金の支払額は別表1にも記載します。

名称	保険金額	支払事由	保険金受取人
傷害死亡保険金	1. 保険金額は300万円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に日本国内で発生した不慮の事故(別表3)を直接の原因として、次のいずれかで死亡したとき 1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき 2. 被保険者が傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	死亡保険金受取人
特定重度障害保険金	1. 保険金額は300万円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	責任開始日以後に発生した不慮の事故(別表3)を直接の原因として、次のいずれかにて被保険者が保険期間中に重度障害状態(別表4)と医師に診断されたとき 1. 被保険者が保険期間中に重度障害と診断されたとき 2. 被保険者が傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度障害と診断されるとき	被保険者
傷害入院保険金	1. 入院保険日額は10,000円までの金額で設定 2. 保険契約の入院日額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故(別表3)を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故(別表3)による傷害の治療を目的とする入院 2. 医療法に定める病院または診療所における入院 3. 2日(1泊2日)以上の継続した入院	被保険者

	記載 3. 支払われる保険金額は保険証券記載の入院日額に入院日数を乗じて算出		
傷害通院保険金	1. 通院保険日額は8,000円までの金額で設定 2. 保険契約の通院日額は保険証券に記載 3. 支払われる保険金額は保険証券記載の通院日額に通院日数を乗じて算出	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内で発生した不慮の事故(別表3)を直接の原因として、被保険者が次のいずれにも該当する通院をしたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的とする通院または往診による治療 2. 医療法に定める病院または診療所における通院 3. 医師が行う医療行為または例外的医療行為にあたる往診	被保険者
傷害手術保険金	1. 傷害手術保険金額は5万円 2. 保険契約の傷害手術保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき 1. 責任開始日以後に発生した不慮の事故(別表3)による傷害の治療を直接の目的とする手術 2. 医療法に定める病院または診療所において受けた手術 3. 傷害入院保険金の支払が伴う手術	被保険者
身の回り品損害費用保険金	1. 身の回り品損害費用保険金は10万円、免責額1千円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内において不慮の事故によって身体に傷害が発生する事由において、身の回り品に発生した損害に対して保険金を支払います。なお、身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、保険価額が30万円以下のものをいいます。具体的には、時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、次に掲げる物は、保険の対象になりません。 1. 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リ्यूージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、ハンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 2. コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物 3. 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる物 4. 動物および植物 5. 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券及び旅券、通帳、預金自動支払機カード、預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物 6. 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物	被保険者
山岳遭難・搜索救助費用保険金	1. 山岳遭難・搜索救助費用保険金は300万円、免責額3万円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、日本国内での山岳において遭難したと警察に認定され、実施された山岳遭難・搜索救助費用の内、公的機関や公的機関から委嘱された民間機関等から請求された費用で、被保険者が負担することが相当と認められた次のいずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。 1. 被保険者の搜索・救助活動に従事した人の人件費や日当等	被保険者

	記載	2.被保険者の捜索・救助活動に従事した人の装備費、保険料、交通費、食糧費等 3.被保険者の捜索に従事したヘリコプター等の運航に係る費用等	
被保険者親族駆け付け費用保険金	1.被保険者親族駆け付け費用保険金は50万円、免責額5千円までの金額で設定 2.保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1.被保険者親族の現地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した1往復分の運賃をいい、被保険者親族2名分を限度とします。なお、被保険者の死亡または行方不明の場合にて駆け付ける際も同様とします。 2.現地(注)及び現地までの行程における合理的かつ妥当な被保険者親族のホテルおよび旅館等の宿泊料をいい、被保険者親族2名分を限度、被保険者が発見された日を含む3日(具体的には2泊3日とします。以下、同様。)を限度、かつ被保険者親族1名につき14日(具体的には13泊14日とします。以下、同様。)を限度とします。また、被保険者親族1名の宿泊料は1日当たり最大1万円を限度とします。 (注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 3.被保険者が既に死亡している場合または被保険者親族が駆け付けている最中に死亡が確認された場合は、被保険者の死亡が確認された日を含む3日を限度とします。 4.行方不明で不明のまま捜索が打ち切られた場合は、14日が限度です。打ち切り後遺体発見等で死亡が確認された場合は、確認日を含む3日が追加されます。行方不明で14日が過ぎても捜索が継続され、発見、死亡が確認された場合も3日が追加されます。 5.被保険者親族が、現地(注)において負担した公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した運賃、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等として、免責額に影響なく全てを合わせて1万円を支払います。ただし、被保険者の親族が2名駆け付けたとしても1万円の支払とし、また現地が被保険者の親族の生活圏(国土交通省の基準である地方生活圏30km以下)としている地域の場合は保険金の支払対象にはなりません。 (注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。 6.外国人が被保険者の場合は、親族駆け付け費用が付保されている場合は、日本国内における上記1から上記5いずれかに該当する損害が発生した場合に保険金を支払います。	被保険者の親族
捜索輸送移送等費用保険金	1.捜索輸送移送等費用保険金は300万円、免責額3万円までの金額で設定 2.保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者が、責任開始日以後に、上記の山岳遭難・捜索救助費用保険金の保険金が支払われる遭難に伴い、次のいずれかに該当する損害が発生した場合、被保険者の親族が負担することが相当と認められた損害の額を支払います。 1.死亡した被保険者を現地(注)から保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所に輸送するために実際に要した遺体輸送。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に輸送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送費用を限度とします。 2.治療を継続中の被保険者を保険証券に記載された被保険者の日本国内の住所、日本国内の病院または日本国内の診療所への実際に負担した移送(治療のため医師または職業看護婦が付き添う費用も含みます。)。ただし、被保険者が負担することを予定していた住居地までの公共交通機関にて合理的かつ妥当な交通経路・手段・方法により支出した片道分の運賃は、移転費の額から差し引きます。なお、外国人が被保険者の場合は、国外に遺体輸送または移送するまでの日本国内にて発生する遺体輸送または移送する費用を限度とします。	被保険者の親族

		(注)現地とは、山岳遭難・捜索救助の対策室が設けられている場所をいいます。	
賠償責任補償保険金	1. 賠償責任補償保険金は1,000万円、免責額3万円 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が、責任開始日以後に、次の1および2に掲げる日本国内で事故によって、被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が他人(注1)の身体の障害(注2)または他人(注1)の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して賠償責任補償保険金を支払います。 1. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の日常生活に起因する不慮の事故 2. 被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族の居住の用に供される保険証券記載の住居(敷地内の動産を含みます)の所有・使用または管理に起因する不慮の事故 (注1)本約款においては、第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。 (注2)本約款においては、傷害、疾病、特定重度障害または死亡をいいます。	被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族

2. この保険において、第3条第1項の規定にかかわらず保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、次のとおりです。

傷害死亡保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱 (8) 地震、噴火または津波 (9) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。
特定重度障害保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 傷害死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 戦争その他の変乱 (8) 地震、噴火または津波 (9) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。
傷害入院保険金 傷害通院保険金 傷害手術保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の薬物依存(別表2) (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10)核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故

	(注 1)使用済燃料を含みます。 (注 2)原子核分裂生成物を含みます。 (11) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲または疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見がないもの(原因の如何を問わない。) (12) 日本国外における傷害入院および傷害通院による療養
身の回り品 損害費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の薬物依存(別表 2) (2) 保険契約者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の故意または重大な過失 (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 (5) 被保険者の精神および行動の障害(別表 2)を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 戦争その他の変乱 (9) 地震、噴火または津波 (10) 核燃料物質(注 1)もしくは核燃料物質(注 1)によって汚染された物(注 2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注 1)使用済燃料を含みます。 (注 2)原子核分裂生成物を含みます。 (11) (8)から(10)までのいずれかの事由に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (12) (10)以外の放射線照射または放射能汚染 (13) 保険の対象の欠陥 (14) 保険の対象の自然の消耗または劣化または性質による錆、カビ、変質、変色、発行、発熱、ひび割れ、肌落ち、その他これらに類似の事由、またはネズミ食い、または虫食い等 (15) 保険の対象の擦り傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害 (16) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故 (17) 保険の対象である液体の流出 (18) 保険の対象の置き忘れまたは紛失 (19) 磁気テープ、磁気ディスク、USBメモリ、SDカード等の持ち運びが容易な記録メディア、またはその他これらに準ずる方法により情報を記録しておく機器に記録された情報の損害 (20) 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 (21) 楽器の音色または音質の変化 (22) 他人から預かっている財物
山岳遭難・捜索 救助費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注) (注)重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難する損害が被るとをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表 2)を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質(注 1)もしくは核燃料物質(注 1)によって汚染された物(注 2)の放射性、爆発物その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 (注 1)使用済燃料を含みます。 (注 2)原子核分裂生成物を含みます。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助
被保険者親族 駆け付け費用 保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注) (注)重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難する損害が被るとをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表 2)を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波

	(7) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助
捜索輸送移送等 費用保険金	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(注) (注)重大な過失の例としては、入山規制区域などに自らの意思で赴き、遭難すること、または発作の危険性がある持病をもっているにも関わらず、自らの意思で山岳登攀を行い、遭難することをいいます。 (2) 保険金受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の自殺行為または犯罪行為 (4) 被保険者の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (5) 戦争、その他の変乱 (6) 地震、噴火または津波 (7) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発物その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (8) 日本国外における山岳遭難・捜索救助、傷害入院および傷害通院による療養 (9) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、頸肩腕症候群、靱帯損傷、挫傷、打撲、または関節痛等の疼痛でいずれも医師の診察の際に他覚所見のないもの(原因の如何を問わない。) (10) 被保険者の脳疾患、疾病、妊娠、出産、早産または流産による移送 (11) 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術、または医療行為
賠償責任補償 保険金	被保険者および生計を共にする同居の親族が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の故意 (2) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の精神および行動の障害(別表2)を原因とする事故 (3) 戦争、その他の変乱 (4) 地震、噴火または津波 (5) 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故 (注1)使用済燃料を含みます。 (注2)原子核分裂生成物を含みます。 (6) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の日常生活に起因しない、第三者への不法行為となる損害賠償責任 (7) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の職務遂行に直接起因する損害賠償責任および契約上の責任または契約上加重された責任 (8) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の住居等の日常生活に供されている以外の動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (9) 被保険者と生計を共にする同居の親族が起こした一方の他方に対する損害賠償責任 (10) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の使用人が被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)が家事使用人として使用する者については、この規定を適用しません。 (11) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 (12) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (13) 被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)または被保険者(生計を共にする同居の親族を含む。)の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (14) 航空機、船舶・車両(注3)、銃器(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (注3)原動力が専ら人力であるものを除きます。 (注4)空気銃を除きます。 (15) 日本国外における日常生活で生ずる損害賠償責任

(保険金の支払に関する共通補則)

第4条 保険契約者が法人の場合において、傷害死亡保険金、特定重度障害保険金、傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金、身の回り品損害費用保険金、山岳遭難・搜索救助費用保険金、被保険者親族駆け付け費用保険金、搜索輸送移送等費用保険金、および賠償責任補償保険金の保険金受取人は、保険契約者が指定するものとします。

(傷害死亡保険金に関する補則)

第5条 傷害死亡保険金額は、保険証券に記載の額を支払います。

(傷害入院保険金に関する補則)

第6条 傷害入院保険金額は、第3条(保険金の支払)の損害の額を支払います。ただし、1事故につき30日を支払限度とし、1保険期間内については第7条(傷害通院保険金に関する補則)、第8条(傷害手術保険金に関する補則)、並びに本条(傷害入院保険金に関する補則)と合算して80万円を保険金の支払限度とします。なお、医師の診察が事前になされていない場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

2. 被保険者が2つ以上の不慮の事故(別表3)により入院した場合は、入院日数(入院初日から退院日までの期間)の傷害入院保険金を支払います。
3. 同一の不慮の事故を原因とした転入院または再入院をする場合は、当社は第三者の証する書類により継続した同一入院の判定を行います。
4. 傷害入院保険金が支払われる入院中に不慮の事故(別表3)により入院が必要とされる治療を開始したときは、原則その入院開始の直接の原因となった入院に対する傷害入院保険金日額を退院日までの入院日数に乗じた額を支払います。
5. 被保険者が傷害入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつそれぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故(別表3)による傷害が同一または医学上重要な関係があると医師が認めたときは同一の入院とみなします。
6. 被保険者が第3条(保険金の支払)の傷害を被ったとき、次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
(1) 被保険者が傷害を被ったときに、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
(2) 被保険者が傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
7. 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条(保険金の支払)の傷害が重大となった場合も本条第6項と同様の方法で支払います。
8. 被保険者の入院中に、本保険契約の保険期間が満了した場合は、その事由発生後の傷害入院保険金については、保険契約期間中に生じた支払事由とみなして支払います。また、この期間中に傷害通院保険金の支払事由が生じた場合も、傷害入院保険金と同様に保険契約の期間内とみなして支払います。

(傷害通院保険金に関する補則)

第7条 傷害通院保険金額は、第3条(保険金の支払)の損害の額を支払います。ただし、1事故につき100日を支払限度とし、1保険期間内については第6条(傷害入院保険金に関する補則)、第8条(傷害手術保険金に関する補則)、並びに本条(傷害通院保険金に関する補則)と合算して80万円を保険金の支払限度とします。なお、医師の診察が事前になされていない場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては傷害通院保険金を支払いません。

2. 医師の診察の際に他覚所見が認められない、または医師の指示による治療を伴わない、薬剤、診断書、医療機器等の受領等のための通院は、傷害通院保険金を支払いません。

(傷害手術保険金に関する補則)

第8条 傷害手術保険金額は、第3条(保険金の支払)の損害の額を支払います。ただし、1事故につき20万円を支払限度とし、1保険期間内については第6条(傷害入院保険金に関する補則)、第7条(傷害通院保険金に関する補則)、並びに本条(傷害手術保険金に関する補則)と合算して80万円を保険金の支払限度とします。

2. 被保険者が、1入院期間中に複数日程で2種類以上の手術を受けたときは、それぞれの手術に対して手術保険金を支払います。ただし、1入院期間中の手術保険金の支払限度額は20万円とします。
3. 被保険者が、同時に2種類以上を受けた場合は1種類のみの手術保険金を支払います。

(身の回り品損害費用保険金に関する共通補則)

第9条 身の回り品損害費用保険金は、第3条(保険金の支払)の損害の額とします。ただし、1千円以下の費用の請求に関しては免責とし、1千円超の請求に関しては1千円を差引いて支払います。なお、1保険期間内については第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。

2. 損害の額は、次によって決定します。
(1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
(2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合には、修理費をもって損害の額とします。なお、修理を行う際は、事前に当社の承認を得なければなりません。
(3) 本条第5項の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本項第1号および第2号の規定によって損害額を決定します。

- (4) 本項第1号から第4号の規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
3. 他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、本条第2項の規定による損害の額を超えるときは、当社は、次の額を保険金として支払います。
- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額
- (2) 他の保険契約から保険金または共済金が払われた場合
本条第2項の規定する損害の額(注1)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注2)を限度とします。
- (注1)それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責額と記載されている場合があります。
- (注2)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。なお、他の保険契約等では、保険証券に免責額と記載されている場合があります。
4. 保険契約者、被保険者、または保険金受取人は、第3条(保険金の支払)に該当する損害が発生したときは次の各号の義務を履行しなければなりません。
- (1) 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 事故発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく当社に通知すること
- (3) 事故の状況、損害の程度、事故の日時、場所または状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名(名称)および住所を遅滞なく、書面により当社に通知すること
- (4) 損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察へ届け出ること。
- (5) 他人(注1)に損害の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
- (注1)被保険者以外の者をいいます。以下、同様とします。
- (注2)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下、本条において同様とします。
- (6) 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく通知すること
- (注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (7) 本項第1号から第6号のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害または傷害の調査に協力すること
5. 保険契約者、被保険者、または保険金受取人が正当な理由がなく本条第4項の義務に違反した場合は、当社は次の各号に掲げる金額を差引いて保険金を支払います。
- (1) 本条第4項第1号の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害
- (2) 本条第4項第1号、第2号、第3号、第4号、または第6号の義務に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- (3) 本条第4項第5号の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
6. 保険契約者、被保険者、または保険金受取人が、正当な理由なく本条第4項第3号の書類、第4号の番号、もしくは第7号の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。
7. 当社は、次の各号に掲げる費用を支払います。
- (1) 本条第4項第1号の損害の発生または拡大を防止するために要した費用または有益な費用
- (2) 本条第4項第5号の手続きのために必要な費用
8. 保険の対象について損害が発生した場合は、当社は保険の対象および損害の事実確認と関連して必要となる事項を事実確認することができます。
9. 保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。
10. 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示した場合を除き、被保険者が有するものとします。
11. 盗難にあった保険の対象が、当社が保険金を支払う前に回収された場合は、回収するために支出した費用以外の損害はなかったものとみなします。
12. 盗難にあった保険の対象に対して、当社が保険金を支払った場合は、盗難にあった保険の対象の所有権その他の物権のうち支払った保険金の保険価額に対する割合分は、当社に帰属します。
13. 本条第12項の規定にかかわらず、被保険者は、当社が支払った保険金に相当する額(注)を当社に支払うことで、その他保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注)本条第7項第1号の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
14. 本条第11項または第13項の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は本条第2項の規定によって決定します。

(山岳遭難・捜索救助費用保険金に関する共通補則)

第10条 山岳遭難・捜索救助費用保険金は、第3条(保険金の支払)の損害の額とします。ただし、3万円以下の費用の請求に関しては免責とし、3万円超の請求に関しては3万円を差引いて支払います。なお、1保険期間内については第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。

2. 被保険者または保険金受取人が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条第1項の損害の額から差引いて、その残額を支払います。
3. 本条の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額(注)を超えるときは、当社は、次の各号に定める金額を保険金として支払います。
 - (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
本保険契約の支払責任額
 - (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。(注)それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責額と記載されている場合があります。
4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく本条に関連する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。

(被保険者親族駆け付け費用保険金に関する共通補足)

第11条 被保険者親族駆け付け費用保険金は、第3条(保険金の支払)の損害の額とします。ただし、5千円以下の費用の請求に関しては免責とし、5千円超の請求に関しては5千円を差引いて支払います。なお、1保険期間内については第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。

2. 被保険者または保険金受取人が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条第1項の損害の額から差引いて、その残額を支払います。
3. 本条の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額(注)を超えるときは、当社は、次の各号に定める金額を保険金として支払います。
 - (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
本保険契約の支払責任額
 - (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。(注)それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責額と記載されている場合があります。
4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく本条に関連する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。

(捜索輸送移送等費用保険金に関する共通補足)

第12条 捜索輸送移送等費用保険金は、第3条(保険金の支払)の損害の額とします。ただし、3万円以下の費用の請求に関しては免責とし、3万円超の請求に関しては3万円を差引いて支払います。なお、1保険期間内については第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。

2. 被保険者または保険金受取人が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条第1項の損害の額から差引いて、その残額を支払います。
3. 本条の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額(注)を超えるときは、当社は、次の各号に定める金額を保険金として支払います。
 - (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
本保険契約の支払責任額
 - (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。(注)それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担を差し引いた額とします。なお、他の保険契約等では保険証券に免責額と記載されている場合があります。
4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく本条に関連する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。

(賠償責任補償保険金に関する共通補則)

- 第13条 賠償責任補償保険金は第3条(保険金の支払)の損害の額とします。ただし、3万円以下の費用の請求に関しては免責とし、3万円超の請求に関しては3万円を差引いて支払います。1事故については第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。なお、1保険期間内についても第3条(保険金の支払)の損害の額を限度とします。
2. 当社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限りします。
- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金は、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、または損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引きします。
 - (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲介に要した費用(注)
(注)弁護士費用を含みます。
 - (3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - (4) 本条第11項の規定により被保険者が当社の要求に従い、協力のために直接要した費用
 - (5) 被保険者が他人に対して損害賠償請求権の請求権を有する場合において、本条第4項第2号の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用
3. 本条の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当社は、次の各号に定める金額を保険金として支払います。
- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
本保険契約の支払責任額
 - (2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、本保険契約の支払責任額を限度とします。
4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人は、第3条(保険金の支払)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。
- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって当社に通知すること
 - (2) 他人から損害賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
 - (3) 損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講ずること
 - (4) 損害賠償の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、直ちに書面をもって当社に通知すること
 - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること
5. 保険契約書または被保険者が、正当な理由がないのに本条第4項各号の義務に違反したときは、当社は第4項第1号および第5号の場合にはそれによって当社が被った損害額を差引いて保険金を支払います。また、第4項第2号の場合には、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を、第4項第3号および第4号の場合には当社が損害賠償の必要がないと認めた額を、それぞれ差引いて、保険金の額を決定します。
6. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく本条第4項に関連する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。
7. 第3条(保険金の支払)に規定する事故について被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者が保険金請求権(注)について先取特権を有します。
(注) 第3条(保険金の支払)の損害賠償に対する保険金請求権に限りします。
8. 当社は、本条第4項を受け、次のいずれかに該当する場合に、保険金を支払います。
- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接損害賠償請求権者に支払う場合
 - (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条第10項の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - (4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
9. 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。なお、本条第8項第3号の損害の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条第8項第1号または本条第8項4号の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
10. 契約内容確認書または保険証券記載の保険金額が本条第8項第2号または第3号の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が本条第2項第1号から第5号までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先

立って損害賠償請求権者に対する保険金を支払うものとします。

11. 当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができません。この場合においては、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。なお、被保険者が正当な理由がないのに当社の協力に応じないときは、当社は保険金を支払いません。
12. 保険契約者または被保険者が、本条第4項の規定により、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第3条第2項に掲げる事由に該当しないときは、当社は損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用に対して、損害防止費用を支払います。ただし、本保険契約に付帯された他の規定により支払われる部分がある場合は、その額については重複して支払いません。

(生死不明、保険契約の消滅)

- 第14条 被保険者の生死が不明の場合、法的手続きにより裁判所から被保険者の死亡の認定されたときに、当社は被保険者が死亡したものととして傷害死亡保険金を支払います。
2. 被保険者の死亡に伴い、傷害死亡保険金を支払う場合、本保険契約は消滅します。
 3. 保険契約の締結の後、原因の如何にかかわらず被保険者が死亡した場合には、保険契約の効力は消滅します。

(免責事由に該当した場合の保険契約の取扱い)

- 第15条 保険契約者から保険金支払請求があり、免責事由に該当したことによって保険金を支払わなかった場合は、被保険者に免責事由に該当したことを通知し、保険契約の継続意思確認を保険契約者に対して行います。保険契約の継続意思がある場合または保険契約の継続意志が不明の場合は、本保険契約を継続します。保険契約の継続意思がない場合、保険契約の免責事由が生じた日の属する月の末日をもって保険契約を終了します。
2. 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって傷害死亡保険金を支払わないときは、被保険者が死亡した日をもって保険契約を終了します。その際、返戻金等がある場合には、第26条(解約および消滅における返戻金)の規定を準用して払い戻します。
 3. 被保険者が、地震、噴火または津波により傷害死亡、特定重度障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術、身の回り品損害費用、山岳遭難・捜索救助費用、被保険者親族駆け付け費用および捜索輸送移送等費用の保険金支払免責事由に該当した場合において、これらの事由より保険金の支払が免責された被保険者数が本保険契約の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その程度に応じて保険金の全額またはその一部を削減して支払います。
 4. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合(幫助等の関与者を含む)に、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その死亡保険金受取人が受け取るべき保険金額に対しての死亡保険金は支払いません。ただし、その額を除いた残額については、他の死亡保険金受取人には支払います。

(保険金の請求、支払いの手続き)

- 第16条 保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または保険金受取人は、当社に速やかに通知するものとする。なお、この場合において当社が下記各号につき書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (1) 第3条(保険金の支払)の支払有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無、被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金を支払えない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金を支払えない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するために確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害の関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約に解除、解約、無効、失効、または取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金額の額を確定するために確認が必要な事項
2. 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、当社所定の書類(別表5)を提出し、保険金を請求するものとします。
 3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ指定代理請求人の指定をしていないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) その被保険者と同居または生計を共にする法律上の配偶者
 - (2) 前第1号に規定する者がいない場合または前第1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 上記(1)および(2)に規定する者がいない場合または上記(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記(1)以外の配偶者または上記(2)以外の3親等内の親族

4. 本条第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は保険金を支払いません。
5. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決の確定、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときから発生し、これを行行使することができるものとします。
6. 保険金は、その請求に必要な書類が不備なく当社に到着した日から30日以内に、保険金受取人が指定した口座に保険金を支払います。なお、被保険者または保険金を受け取るべき者が本条第3項の規定による場合は、その手続きを完了した日から30日以内になります。ただし、被保険者が提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示(改ざんを含む。)をしたときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
7. 保険金を支払うための確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、次に定める事項の確認(当社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は当社が保険金請求書を受領した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。なお、この確認の結果等においても支払可否の判断が困難な事由があるときは、当社は保険金受取人に通知のうえ、保険金の支払可否決定を一旦保留し、次の各号の確認後、再度支払いの有無を判断します。
 - (1) 第3条(保険金の支払)に定める保険金支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由の発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) 本約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結時の目的または保険金請求の意図に関する保険契約締結時から保険金請求までにおける事実
8. 本条第7項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や事実確認が不可欠な場合には、前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を必要とする場合は、支払期限を180日とします。
 - (2) 前項各号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定を必要とする場合は、支払期限を180日とします。
 - (3) 前項各号に定める事項についての保険契約者、被保険者または保険金受取人等を被疑者として行われた、捜査、起訴その他刑事的手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会を必要とする場合は、支払期限を180日とします。
 - (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本項第1号、第2号または第3号に定める事項についての確認のための調査を必要とする場合は、支払期限を60日とします。
9. 事実確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答を拒んだときは、当該期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金を支払いません。
10. 事実確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、当社からの事実の照会について事前に同意しているにもかかわらず、医師(事実確認対象の医療機関を含む)が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答を拒んだ場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人の中から医師と診療契約の法的関係にある等、事実の照会を必ず取得できる者を通じて取得するものとします。ただし、当該者が事実の照会を実施し、あるいは容易に利用可能な法的制度等の手段を講じたにもかかわらず、医師が正当な理由なく、これに応じなかった場合は、当社はその事実を医師に確認したうえで保険金を支払います。なお、当該者が医師に対して上記手段を講じた事実を確認できない場合は前項を適用します。
11. 本条第7項または第8項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当社は保険金を請求したものに対し、直接または確認作業を当社から委託された者を介して通知します。
12. 本条第6項から第8項に定める期日を越えて保険金を支払う場合は、当社はその期日から法定利率にて計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。ただし、本条第9項の定めにより生じた確認が遅延した期間について、当社は遅滞の責任を負いません。

(代位)

- 第17条 傷害死亡保険金、傷害入院保険金、傷害通院保険金、または傷害手術保険金に関しては、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
2. 身の回り品損害費用保険金、山岳遭難・捜索救助費用保険金、被保険者親族駆け付け費用保険金および捜索輸送移送等費用保険金に関しては、損害が発生したことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の各号の額を限度とします。
 - (1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - (2) 上記(1)以外の場合は、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金を支払っていない損害の額を差し引いた額

3. 身の回り品損害費用保険金、山岳遭難・搜索救助費用保険金、被保険者親族駆け付け費用保険金および搜索輸送移送等費用保険金に関する本条第2項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
4. 身の回り品損害費用保険金、山岳遭難・搜索救助費用保険金、被保険者親族駆け付け費用保険金および搜索輸送移送等費用保険金に関して、保険契約者、被保険者および保険金受取人は、当社が取得する本条第2項または本条第3項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

3 保険料の払込

(保険料の払込方法)

第18条 保険料の払込方法は、期日払、月払、年払とします。

(保険料の払込期間)

第19条 保険料の払込期間は、月払および年払は1年間、期日払については1日から30日までの指定された補償期日までです。

(保険料の払込時期)

第20条 保険料はその払込期間中、第21条(保険料の払込経路)に定める経路によって次の各号の期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込むものとします。

- (1) 第1回保険料は告知書の有効期限(注)の前日まで
 - (2) 第2回以降の保険料の払込期月は、責任開始日の月単位の応当日が属する月の初日から末日まで
- (注) 告知書の有効期限は、告知された日を含んで60日

(保険料の払込経路)

第21条 保険料は当社の定めた日に、保険契約者の指定する次の経路から当社に払い込まれるものとします。また、各経路における保険料が払い込まれた日を次のとおりとします。

払込経路		保険料が払い込まれた日
1	口座振替	保険契約者もしくは保険申込者の指定金融機関口座から当社指定の収納代行会社を通じて当社指定口座へ保険料を払い込んだ日
2	現金振込	保険契約者もしくは保険申込者が当社指定口座へ保険料を払い込んだ日
3	現金持参	保険契約者もしくは保険申込者が当社指定の場所で保険料を現金で払い込んだ日
4	コンビニ払	保険契約者もしくは保険申込者がコンビニ払込み票を利用し、コンビニエンスストアで保険料を払い込んだ日
5	クレジットカード払	保険契約者もしくは保険申込者がクレジットカードを利用し、当社がそのクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した日
6	携帯電話経由払	保険契約者もしくは保険申込者が携帯電話を利用し、当社がその携帯電話の有効性等の確認を行ったうえで、携帯電話による保険料の払込を承諾した日

2. クレジットカード払については、クレジットカードによる保険料支払に関する特約を参照してください。
3. 保険契約者が所属する団体と当社との間に保険料の取次に関する契約が締結されている場合は、その団体の指定する払込経路から当社の口座に払い込まれるものとします。

4 猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第22条 第2回以降の保険料の払込については、月払の場合は払込期月の翌月初日から末日までを、年払の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までを猶予期間とします。なお、期日払の場合は、猶予期間は存在しません。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、本保険契約は猶予期間満了日の翌日をもって効力を失います。これを失効といいます。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第23条 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、未払込保険料を保険金から差し引きます。

2. 本条第1項の場合で、請求された保険金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むものとします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、本保険契約は猶予期間満了日の翌日をもって効力を失い、当社は、支払事由の発生により支払うべき保険金を支払いません。

(保険契約の復活)

第24条 保険契約が失効した場合、保険契約の復活は取り扱いません。

5 解約および解約返戻金

(解約)

- 第 25 条 保険契約者または保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)は、いつでも保険契約を解約することができます。保険契約の解約は将来に向かってのみ効力を生じます。
2. 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の各号いずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し本保険契約(注)を解約することを求めることができます。
- (1) 本保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかったとき
 - (2) 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第 32 条(重大事由による解除)第 1 号または第 2 号に該当する行為のいずれかがあったとき
 - (3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第 32 条(重大事由による解除)第 3 号アからオまでのいずれかに該当するとき
 - (4) 本条第 2 項第 2 号から第 3 号までのほか、保険契約者または保険金受取人が、本条第 2 項第 2 号から第 3 号までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、本保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - (5) 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、本保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (注) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。以下、本条において同様とします。
3. 保険契約者は、本条第 2 項第 1 号から第 5 号までの事由がある場合において被保険者から本条第 2 項に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、本保険契約(注)を解約しなければなりません。
- (注) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。以下、本条において同様とします。
4. 本条第 2 項第 1 号の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、本保険契約を解除(解約)することができます。ただし、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。
5. 本条第 2 項の規定により本保険契約が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知します。
6. 保険契約者または債権者等が本条の請求をするときは、当社所定の書類(別表 5)を当社に提出することを要します。

(解約および消滅における返戻金)

- 第 26 条 保険料の払込方法が期日払または月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、月払において、傷害死亡または特定重度障害が発生した場合および解除の事由で保険契約が消滅する場合で、本保険契約が消滅した日の翌月以降の保険料を既に収受しているときは、この収受している保険料を保険契約者指定口座へ払い戻します。
2. 保険料の払込方法が年払の場合の解約返戻金は、保険期間中に解約される場合、傷害死亡または特定重度障害の支払事由が発生した場合および解除の事由で保険契約が消滅する場合は、保険料に未経過月数(1 ヶ月未満の端数は、切り捨てます。)を乗じたものを保険期間で除して解約返戻金を算出し、その金額を保険契約者指定口座へ払戻します。ただし、未経過月数が 1 ヶ月に満たない場合は、解約返戻金はありません。なお、十円未満の端数は切り捨てて計算します。
3. 傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金、身の回り品損害費用保険金、山岳遭難・捜索救助費用保険金、被保険者親族駆け付け費用保険金、捜索輸送移送等費用保険金および賠償責任補償保険金が 1 保険期間における支払限度額に達したときは、その保険期間に限り、かつ支払限度額に達した保険金に限り、達した日の翌日から保険期間満了日までの補償は消滅し、該当する部分の保険料は差引かれて保険契約は継続します。この場合、期日払においては保険料の差し引きは発生せず、月払においては達した日の属する払込期日の次の払込期日分からは該当する部分の保険料を差し引いた保険料とします。また、年払においては、該当する保険金の保険料に未経過月数(1 ヶ月未満の端数は、切り捨てます。)を乗じたものを保険期間で除して算出した金額を保険契約者指定口座へ払戻します。ただし、当該未経過月数が 1 ヶ月に満たない場合は、払い戻しはありません。なお、十円未満の端数は切り捨てて計算します。
4. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第 16 条(保険金の請求、支払いの手続)の規定を準用します。

6 詐欺による取消および不法取得目的による無効

(詐欺による取消し)

- 第 27 条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(保険契約の無効)

- 第 28 条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、被保険者の法定相続人以外の者を死亡保険金受取人と定める場合に、その被保険者の同意を得なかったときは同様にその保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
3. 本条第2項の規定にかかわらず、傷害死亡保険金のみを保障する保険契約について、被保険者の同意を得なかった場合も同様にその保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料は払い戻しません

7 告知義務および告知義務違反による解除

(告知義務)

第29条 保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、当社に事実を正確に告知することを要します。

(告知義務違反による契約の解除)

第30条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第29条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実ではないことを告げた場合には、当社は将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、本条第1項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
3. 保険金の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に対して書面をもって通知します。ただし、本保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人への通知をもって、保険契約者への通知とみなします。
5. 本条の規定によって保険契約を解除した場合の解約払戻金は、第26条(解約および消滅における返戻金)の規定を準用します。

(告知義務違反による解除ができない場合)

第31条 当社は、次の各号いずれかの場合には第30条(告知義務違反による契約の解除)による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結の際に解除の原因となる事実を当社が知っていたとき、または過失のために知らなかったとき
- (2) 解除の原因となる事実を当社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 保険契約の当初の責任開始日からその日を含めて5年を超えて有効に継続したとき
ただし、責任開始日以前に診断または治療を受け、責任開始日からその日を含めて5年以内に保険金の支払事由、または診断、治療等の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (4) 当社の少額短期保険締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第29条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第29条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- (6) 第4号および第5号の場合に、保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第29条(告知義務)に定める規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。
- (7) 保険契約者または被保険者が、第3条(保険金の支払)の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

8 重大事由による解除

(重大事由による解除)

第32条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、本保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、以下のいずれかに該当するとき。
ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当する

と認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは自己の名義を利用させ、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を利用していると認められること。

エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に関与していると認められること。

オ. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 本条第 1 項第 1 号から第 3 号各号に掲げる事由のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、本保険契約の存続を困難とする本条第 1 項前各号と同等の重大な事由があるとき。

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、当社は本条第 1 項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、当社は本条第 1 項各号に定める事由の発生から解除までに生じた支払事由については保険金を支払いません。なお、既に保険金を支払っていた場合にはその返還を請求します。
3. 本条第 1 項のうち第 3 号のみに該当した場合で、本条第 1 項第 3 号のアからオまでに該当したのが保険金受取人のみで、かつその保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、本条第 2 項に該当する保険金は、その受取人に支払われるべき保険金に限られます。
4. 保険契約の解除は、当社から保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な理由により保険契約者に通知できない場合は、保険金受取人宛の通知をもって保険契約者への通知とみなします。
5. 第 26 条(解約および消滅における返戻金)の規定にかかわらず、本条第 1 項第 3 号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第 2 項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第 26 条(解約および消滅における返戻金)の規定を適用します。

9 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第 33 条 本保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の 1 か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の 2 週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲を超える場合には、更新できません。また、期日払の場合も更新できません。

2. 更新後の保険契約の保険金額は、保険期間満了日の保険金額と同額とします。第 31 条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新日(年単位の契約応当日)からその日を含めて 1 年間とします。
4. 保険契約者は、更新後の保険契約の第 1 回保険料を、更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、当社に払い込むものとします。この場合、第 22 条(猶予期間および保険契約の失効)および第 23 条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
5. 払込猶予期間中に本条第 5 項に定める保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、更新前の保険契約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
6. 当社は、保険契約を更新したときは更新通知書を発行し、保険契約者に交付します。なお、更新通知書と発行済の保険証券をもって更新後の保険証券とします。
7. 更新後の保険契約は、更新日において有効な保険約款および保険料を適用します。

(保険契約を更新する場合において保険料その他の保険内容の見直しに関する事項)

第 34 条 当社が保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより更新時に保険料の増額または保険金額の減額等の契約内容の見直しを行うことができるものとします。

2. この保険が不採算となり、保険料算定の計算基礎を変更する必要があると認めるときは、当社の定めにより当社は更新契約を引き受けないことができるものとします。

10 保険金受取人

(保険金の分割割合)

第 35 条 保険金受取人が 2 人以上の場合には、保険契約者は保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定するものとします。分割割合の指定がないときは、当社は各受取人の分割割合は等しいものとして取り扱います。

(死亡保険金受取人の代表者)

第 36 条 死亡保険金受取人が 2 人以上の場合には、代表者を 1 人定めるものとします。この場合、その代表者は、他の保険金受取人を代理するものとします。

2. 本条第 1 項の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明なときは、当社が保険金受取人の 1 人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

(死亡保険金受取人の指定、変更)

第 37 条 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

2. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て当社に対する通知により、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
3. 本保険契約の死亡保険金受取人が死亡した場合において、死亡保険金受取人の変更が行われていない間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 本条第 3 項により死亡保険金受取人となった者が 2 人以上の場合は、死亡保険金の受取割合は、均等とします。
5. 保険契約者が第 1 項および第 2 項に定める指定または変更を請求するときは、当社所定の書類(別表 5)を当社に提出するものとします。
6. 第 1 項および第 2 項に定める指定または変更は、保険契約者が請求書類を不備なく発送し、その書類が当社に到達したとき、当該書類を保険契約者が発送したときにさかのぼって、その効力が生じるものとします。
7. 第 1 項および第 2 項に定める指定または変更について、第 6 項に規定する書類が当社に到着する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から傷害死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

第 38 条 第 37 条(死亡保険金受取人の指定、変更)の規定によるほか、保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 本条第 1 項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力は生じません。
3. 第 1 項における死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人がその旨を当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

11 保険契約者

(保険契約者の代表者)

第 39 条 保険契約者が 2 人以上の場合、保険契約者は代表者 1 人を定めるものとします。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 本条第 1 項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の 1 人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じるものとします。
3. 保険契約者が 2 人以上の場合には、その責任は連帯として、本保険契約上の義務を負うものとします。

(保険契約者の変更)

第 40 条 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表 5)を、当社に提出するものとします。
3. 当社は本条に規定する保険契約者の変更を行ったときは、変更完了通知を出します。

(保険契約者の住所変更)

第 41 条 保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、速やかに当社に通知するものとします。

2. 保険契約者が、本条第 1 項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過したときに、保険契約者に到達したものとみなします。

12 被保険者の業務変更

(被保険者の業務変更等)

第 42 条 被保険者が保険契約期間中に次に掲げる事由に該当した場合であっても、当社は保険契約の解除または保険料の変更を行わず、契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約時と異なる業務に従事した場合
- (2) 日本国内における転居
- (3) 日本国内の旅行

13 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第 43 条 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

2. 被保険者の契約後の年齢は、本条第 1 項の契約年齢に年単位の契約応答日ごとに 1 歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 44 条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社の定める範囲外であったときは、当社は保険契約を取り消すことができるものとし、既払込保険料を払戻し、その他の時は当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

14 契約者配当

(契約者配当)

第 45 条 本保険契約には、契約者配当はありません。

15 時効

(時効)

第 46 条 本保険契約による保険金を請求する権利は、これを行使することができる時から 3 年間行使しない場合は、時効により消滅します。

16 保険期間中の契約条件の見直し

(保険料の増額または保険金の削減に関する事項)

第 47 条 保険期間中に想定外の収支の悪化が生じ、その影響により保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 保険金の支払いが多発し、保険料算定の計算基礎に著しい影響を及ぼすと当社が判断するとき、当社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

3. 保険期間中に保険料の増額または保険金の減額を行うときは、当社は保険契約者に対し、その内容を直ちに通知します。

17 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第 48 条 本保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社所在地または保険金受取人(保険金受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意した管轄裁判所とします。

18 保険者の破産

(保険者の破産)

第 49 条 当社が破産手続き開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができます。

2. 保険契約者が本条第 1 項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続き開始の決定の日から 3 ヶ月を経過した日にその効力を失うものとします。

指定代理請求人制度に関する特約条項

(指定代理請求人特約)

第1条 この特約は、当社の定める保険金の支払事由が生じた場合で、その保険金受取人が保険金を請求できない特別な事情があるときに、保険金受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更した指定代理請求人が保険金の請求した場合に適用します。

(特約の付加)

第2条 この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者 (以下、「被保険者」といいます。)の同意を得て主契約の保険契約者 (以下、「保険契約者」といいます。)の申し出によって、主契約に付加して締結します。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の対象となる保険金)

第3条 この特約の対象となる保険金は、被保険者が支払事由に該当した場合の次の各号に定める保険金とします。

- (1) 重度障害保険金(特定重度障害保険金も含みます。)
- (2) 入院保険金
- (3) 手術保険金
- (4) 先進医療保険金
- (5) 精神行動障害保険金
- (6) 精神行動障害通院保険金
- (7) 傷害入院保険金
- (8) 傷害通院保険金
- (9) 傷害手術保険金
- (10) 山岳遭難・捜索救助費用保険金
- (11) 賠償責任補償保険金

(指定代理請求人の指定および変更)

第4条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で1人の者をこの特約の指定代理請求人として指定することができます。指定代理請求人として指定された者は、第3条(特約の対象となる保険金)に定める保険金について、第5条(指定代理請求人の保険金の請求)第1項および第2項に該当しない場合、保険金請求時において保険金受取人の代理人として保険金を請求することはできません。

- (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を共にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を共にしている被保険者の3親等以内の親族
2. 本条第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条第1項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当社所定の書類(別表5)を当社に提出してください。
3. 本条第2項に定める指定または変更は、保険契約者が請求書類を不備なく発送し、その書類が当社に到達したとき、当該書類を保険契約者が発送した時にさかのぼって、その効力が生じるものとします。

(指定代理請求人の保険金の請求)

第5条 第3条(特約の対象となる保険金)に定める保険金受取人が被保険者と同一であり、かつ保険金を請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人が、当社所定の書類(別表5)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金受取人の代理人として保険金の請求をすることができます。

2. 指定代理請求人が本条第1項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
3. 第1項の規定により、当社が保険金を保険金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金の支払事由を生じさせた者または故意に保険金受取人を保険金の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第6条 この特約を付加している場合には、保険契約による解除および重大な事由による解除の通知については、当社の保険約款(以下「約款」といいます。)の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

(主約款の規定の準用)

第7条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

(クレジットカードによる保険料支払いの承認)

第1条 当社は、この特約に従い当社が指定するクレジットカードにより、保険契約者が本保険契約の猶予期間中に保険年齢の変更に伴う追加保険料を含んだうえで保険料を支払うことを承認します。

(責任開始日および保険期間)

第2条 当社は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した場合、その承諾日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。なお、傷害保険に限り、その承諾日の属する月の翌日から保険契約上の責任を負うものとします。

2. 当社の保険契約上の責任が開始される日(責任開始日)を契約日として、保険期間は契約日からその日を含めて1年間とします。
3. 当社は保険契約上の責任が開始した後、遅滞なく保険契約者に対し、保険証券を交付します。

(保険料領収前に生じた事故の扱い)

第3条 この特約が付帯されている場合であっても、当社は保険約款の取扱いに準じます。

(保険料の払込方法)

第4条 保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したときに、当社は保険料を受け取ったものとします。

(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

第5条 保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求します。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約に関わる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求しません。

2. 保険契約者が本条第1項の保険料支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除します。

(主約款の規定の準用)

第6条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

選択普通死亡保険金等不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、次のうち、保険契約者の選択による1つまたは複数の保障は担保しないものとします。

- (1) 普通死亡保険金
- (2) 傷害死亡保険金
- (3) 重度障害保険金
- (4) 特定重度障害保険金

傷害入院保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、傷害入院保険金を支払いません。

傷害通院保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、傷害通院保険金を支払いません。

傷害手術保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、傷害手術保険金を支払いません。

身の回り品損害費用保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、身の回り品損害費用保険金を支払いません。

山岳遭難・捜索救助費用保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、山岳遭難・捜索救助費用保険金を支払いません。

被保険者親族駆け付け費用保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、被保険者親族駆け付け費用保険金を支払いません。

捜索輸送移送等費用保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、捜索輸送移送等費用保険金を支払いません。

賠償責任補償保険金不担保特約条項

(特約の適用)

第1条 当社は、この特約に従い当社保険約款に規定する保険金において、賠償責任補償保険金を支払いません。

携帯電話による保険料支払に関する特約条項

(携帯電話による保険料支払いの承認)

第1条 当社は、この特約に従い当社が指定する携帯電話会社により、保険契約者が本保険契約の猶予期間中に保険年齢の変更に伴う追加保険料を含んだうえで保険料を支払うことを承認します。

(責任開始日および保険期間)

第2条 当社は、当社が携帯電話の有効性等の確認を行ったうえで、携帯電話による保険料の払込を承諾した場合、その承諾日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。なお、傷害保険に限り、その承諾日の翌日から保険契約上の責任を負うものとします。

2. 当社の保険契約上の責任が開始される日(責任開始日)を契約日として、保険期間は契約日からその日を含めて1年間とします。

3. 当社は保険契約上の責任が開始した後、遅滞なく保険契約者に対し、保険証券を交付します。

(保険料領収前に生じた事故の扱い)

第3条 この特約が付帯されている場合であっても、保険料領収前に生じた事故については当社保険約款の取扱いに準じます。

(保険料の払込方法)

第4条 保険料を携帯電話により払い込む場合は、当社が携帯電話の有効性等の確認を行ったうえで、携帯電話による保険料の払込を承諾したときに、当社は保険料を受け取ったものとします。

(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

第5条 保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求します。この場合において、保険契約者が、携帯電話会社に対してこの特約が付帯された保険契約に関わる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求しません。

2. 保険契約者が本条第1項の保険料支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する通知をもって、この特約を解除します。

(主約款の規定の準用)

第6条 この特約条項に別段の定めのない場合については、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

保険証券の発行に関する特約条項

(証券発行に関する特約)

第1条 当社は、この特約に従い保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

(保険証券の発行)

第2条 当社は、この特約に従い保険証券を発行しません。

2. 保険契約者が、保険期間の途中で当社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。

(保険証券の記載事項)

第3条 当社は、この特約に従いインターネットの当社が定めるホームページ上の画面に、この保険契約の契約内容として記載した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の当社保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

別表 1 支払額および支払限度額

名称	支払額	支払限度額	(注 1) 設定補償限度
傷害死亡 保険金	保険証券記載の保険金額 支払限度 300 万円	300 万円	最大 300 万円
特定重度 障害保険金	保険証券記載の保険金額 支払限度 300 万円	300 万円	最大 300 万円
傷害入院 保険金	1. 入院保険日額は 10,000 円までの金額で設定 2. 保険契約の入院日額は保険証券に記載 3. 保険証券記載の入院日額×入院日数	1 事故あたり 30 日 (30 万円)まで 2 日(1 泊 2 日)以上 の継続した入院	合算して 80 万円
傷害通院 保険金	1. 通院保険日額は 8,000 円までの金額で設定 2. 保険契約の通院日額は保険証券に記載 3. 保険証券記載の通院日額×通院日数	1 事故あたり 100 日(80 万円)まで	
傷害手術 保険金	1 手術につき 5 万円	1 事故あたり 20 万 円まで	
身の回り品 損害費用 保険金	1. 身の回り品損害費用保険金は 10 万円 免責額 1 千円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	1 事故あたり 10 万 円まで	最大 10 万円
山岳遭難・ 捜索救助 費用保険金	1. 山岳遭難・捜索救助費用保険金は 300 万円 免 責額 3 万円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	1 事故あたり 300 万円	最大 300 万円
被保険者親族 駆け付け 費用保険金	1. 被保険者親族駆け付け費用保険金は 50 万円 免責額 5 千円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	1 事故あたり 50 万 円まで	最大 50 万円
捜索輸送移送等費 用保険金	1. 捜索輸送移送等費用保険金は 300 万円 免責 額 3 万円までの金額で設定 2. 保険契約の保険金額は保険証券に記載	1 事故あたり 300 万円まで	最大 300 万円
賠償責任 補償保険金	支払限度 1,000 万円 免責額 3 万円	1,000 万円	1,000 万円

(注 1) 個々の補償で設定できる最大補償額を記載しています。補償の組合せによって補償額は制限されます。

(注 2) 1 つの事故における支払保険金額の合計 (但し賠償責任補償保険金を除く) は 1,000 万円を限度とします。また、1 保険期間中の支払保険金額の合計 (但し賠償責任補償保険金を除く) も 1,000 万円を限度とします。

別表 2 精神および行動の障害 (厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003 年版)準拠の抜粋)

中間分類 項目	基本分 類項目	内容
F00-F09		症状性を含む器質性精神障害
F10-F19		精神作用物質使用による精神および行動の障害
	F10	アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害
	F11	アヘン類使用による精神および行動の障害
	F12	大麻類使用による精神および行動の障害
	F13	鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害
	F14	コカイン使用による精神および行動の障害
	F15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害
	F16	幻覚薬使用による精神および行動の障害
	F17	タバコ<喫煙>による精神および行動の障害
	F18	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害
	F19	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害
F20-F29		統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F30-F48		気分<感情障害>
F40-F48		神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F50-F59		生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F60-F69		成人の人格および行動の障害
F70-F79		知的障害<精神遅滞>
F80-F89		心理的発達の障害
F90-F98		小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
F99		詳細不明の精神障害

別表 3 不慮の事故

不慮の事故は、以下に示す厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 交通事故	V01-V99
1-1. 交通事故により受傷した歩行者	V01-V09
1-2. 交通事故により受傷した自転車乗員	V10-V19
1-3. 交通事故により受傷したオートバイ乗員	V20-V29
1-4. 交通事故により受傷したオート三輪車乗員	V30-V39
1-5. 交通事故により受傷した乗用車乗員	V40-V49
1-6. 交通事故により受傷した軽トラック乗員またはバン乗員	V50-V59
1-7. 交通事故により受傷した大型輸送車両乗員	V60-V69
1-8. 交通事故により受傷したバス乗員	V70-V79
1-9. その他の陸上交通事故	V80-V89
1-10. 水上交通事故	V90-V94
1-11. 航空および宇宙交通事故	V95-V97
1-12. その他および詳細不明の交通事故	V98-V99
2. 不慮の事故の損傷のその他の外因	W00-X59
2-1. 転倒・転落	W00-W19
2-2. 生物によらない機械的な力への暴露	W20-W49
2-3. 生物による機械的な力への暴露	W50-W64
2-4. 不慮の溺死および溺水	W65-W74
2-5. その他の不慮の窒息	W75-W84
2-6. 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧の暴露	W85-W99
3-1. 煙、火および火災への暴露	X00-X09
3-2. 熱および高温物質との接触	X10-X19
3-3. 有毒動植物との接触	X20-X29
3-4. 自然の力への暴露	X30-X39
3-5. 有害物質による不慮の中毒および有害物質への暴露	X40-X49
3-6. 無理ながんばり、旅行および欠乏状態	X50-X57
3-7. その他および詳細不明の要因への不慮の暴露	X58-X59

別表 4 保障の対象となる重度障害の定義

次の場合には死亡と同額の保険金を支払います。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 言語およびそしゃくの機能を廃したもの
- (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (6) 両上肢の用を全廃したもの
- (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の用を全廃したもの
- (9) 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
- (10) 両眼の視力が 0.02 以下になったもの
- (11) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (12) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- (13) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (14) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (15) 要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除きます。) またはこれに相当すると認められる状態のもの
- (16) 要介護認定等基準時間が 110 分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除きます。) またはこれに相当すると認められる状態のもの

別表 5 請求書類

1. 保険金に関する請求書類

請求項目	必要書類
傷害死亡保険金	(1) 保険金請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による死亡証明書または死体検案書 (4) 被保険者の除籍謄本または死亡後の戸籍謄本 (5) 死亡保険金受取人の戸籍謄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 住民票の除票
特定重度障害保険金	(1) 保険金請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による診断書 (4) 重度障害保険金受取人の戸籍謄本 (5) 重度障害保険金受取人の印鑑証明書
傷害入院保険金 傷害通院保険金 傷害手術保険金	(1) 保険金請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による診断書 (4) 保険金受取人の戸籍謄本 (5) 保険金受取人の印鑑証明書
身の回り品損害費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 事故状況説明書 (3) 損害物の写真 (4) 同行者がいた場合は、その他に証明していただく書類 (5) 傷害を負った日時がわかる医療機関の診療の明細または領収証 (6) 公の機関の事故証明。ただし、盗難による損害の場合は、警察署への盗難届出証明書に限りします。 (7) 保険の対象の損害の程度を証する見積等の書類 (8) その他当社が第 3 条(保険金の支払)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
山岳遭難・捜索救助費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金の第 1 項から第 3 項に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類 (4) その他当社が第 16 条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
被保険者親族駆け付け費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者親族が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象となる事故に駆け付けたことを証する領収書等の書類 (4) その他当社が第 16 条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
捜索輸送移送等費用保険金	(1) 保険金請求書 (2) 被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類 (3) 被保険者親族が山岳遭難・捜索救助費用保険金の対象となる事故に遭遇し、被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金に掲げる内容に該当したことを証する書類、被保険者が第 3 条(保険金の支払)の山岳遭難・捜索救助費用保険金の第 1 項から第 3 項に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証する書類、被保険者が死亡または入院に関する輸送または通信等の費用の支出明細書またはその支出を証する書類。 (4) その他当社が第 16 条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

賠償責任補償保険金	(1) 保険金請求書 (2) 当社所定の事項状況報告書または公の機関が発行する事項証明書 (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担することによって損害を被ったときは、次の①から③に掲げる書類 ① 被害者が死亡した場合は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本 ② 被害者に後遺障害が発生した場合は、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類 ③ 被害者が傷害を被った場合は、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類 (4) 財物の損壊に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および損害が発生した物の写真(注2) (注1)既に支払がなされた場合はその領収書とします。 (注2)画像データを含みます。 (5) その他当社が第16条(保険金の請求、支払いの手続き)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
保険金の指定代理請求	(1) 保険金請求書類 (2) 被保険者の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 被保険者と指定代理請求人の関係のわかる戸籍謄本または抄本 (5) その他特約第4条第1項の事実を証する公的書類 (6) 被保険者の代理請求に関する念書および指定代理請求人確認書

2. その他手続き請求の場合

請求項目	必要書類
契約内容変更	(1) 保険契約変更請求書
特約中途付加	(2) 保険契約者の印鑑証明書
保険金受取人変更	(1) 名義変更請求書
解約	(1) 解約請求書